

○国立市子ども総合計画審議会条例

(設置)

第1条 国立市子ども総合計画に関する事項を審議するため、国立市子ども総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長からの諮問に応じて、次に掲げる事項について審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) 子ども総合計画の策定に関すること。
- (2) 子ども総合計画の推進及び評価に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員 11 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 学校教育、保育及び幼稚園の関係者 4人以内
- (3) 地域教育の関係者 2人以内
- (4) 公募により選出された市民 3人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(特別委員)

第5条 第3条第2項に定めるもののほか、特別の事項の調査及び審議に関し必要がある場合には、審議会に特別委員を置くことができる。

2 特別委員は市長が委嘱又は任命する。

3 特別委員の任期は、当該特別の事項の調査及び審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を主宰する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(専門委員)

第7条 第3条第2項に定めるもののほか、専門的な事項を調査させるため必要がある場合には、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は市長が任命する。

3 専門委員の任期は、当該専門的な事項の調査が終了するまでとする。

(審議会の会議)

第8条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員及び議案に関係ある特別委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議案に関係ある特別委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は、必要に応じて委員及び議案に関係ある特別委員以外の者の出席を求め、意見又は説明等を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会に関する庶務は、子ども家庭部児童青少年課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

「付 則」以下は省略しております。